

Orly Maya Stern, *Gender, Conflict and International Humanitarian Law: A Critique of the "Principle of Distinction"*
(Routledge, 2019, 234 pp.)

田村 恵理子

本書は、主にフェミニスト理論の視点から、現代のアフリカの武力紛争で敵対行為に参加する女性の現実に照らして国際人道法とりわけ区別原則の規律がいかに問題を抱えているかを分析するものである。本書の概要を紹介し、批評を行う。

キーワード：国際人道法、区別原則、ジェンダー

目次

- I はじめに
- II 本書の概要
- III 批評

I はじめに

本書は、主にフェミニスト理論の視点から、現代のアフリカの武力紛争で敵対行為に参加する女性の現実に照らして国際人道法（以下、人道法）とりわけ区別原則の規律がいかに問題を抱えているかを分析するものである。南アフリカ共和国出身の著者は、アパルトヘイト末期の緊急事態下で成長期を過ごし、反アパルトヘイト闘争には参加しなかったがそれに多大な影響を受け、研究者・人道支援ワーカー・法律家として活動してきた女性である。本書は、赤十字国際委員会（以下、ICRC）がアフリカ出身の国際法学者・実務家による最も優れた出版物に贈る「人道法アフリカ賞」を2020年に受賞した。

II 本書の概要

第1章「導入」では、従来の人道法研究において「アフリカ」及び「女性」という二重に周縁化されてきた対象を本書が中心的に扱う意義は、それによって人道法とくに区別原則が前提とす

る諸概念に挑戦し、欧米型の国家・正規軍・戦闘員を規範的なヴィジョンとしてきた人道法の在り方それ自体を問い直すことができる点にあるとされる。このことは人道法の遵守問題に関わる。現代の武力紛争の現実を反映しない人道法は遵守され難く、また、全ての紛争当事者とりわけ非国家アクターの置かれた文脈・状況や行動原理を考慮しない人道法も遵守され難いからである、と著者は言う。

第2章「区別原則」では、同原則の一欧米中心的な一歴史的経緯と変遷を踏まえた上で、国際的武力紛争（以下、IAC）と非国際的武力紛争（以下、NIAC）の各々における同原則の内容・論争点・課題が描き出される。IACでは、処罰されずに敵対行為に参加し捕虜となる特権をもつ戦闘員（以下、特権的戦闘員）の条件が条約を通じて変化しつつ、特権的戦闘員でない者が文民であると二者択一的に類型化されてきたが、いずれにも当てはまらない「不法戦闘員」のような問題を惹起してきたように、かかる二分法的な類型化によって敵対行為が有効に規律できるのかが問われる、と言う。NIACでは、（非国家武装組織に）特権的戦闘員が認められていないゆえ、重要なのは「敵対行為に直接参加」する者とそうでない者の区別となるが、「敵対行為への直接参加」の範囲や概念をめぐる論争を抱えつつ、兵站業務は含まれるが非軍事的な後方支援業務一女性が担うことが多い—は含まれないとの解釈が一般的であることが疑問視される。こうして区別原則は、IACとNIACでその内容を異にし、国家か非国家武装組織かで適用に相違が生じるだけでなく（いずれも人道法の国家中心性を反映）、男性中心かつ軍事中心的なジェンダー規範をも反映している、と指摘される。

第3章「アフリカの武力紛争における女性」では、主に著者のフィールドワークから得られた一次資料に基づき、南スーダン、ナイジェリア、シエラレオネ、中央アフリカ、ウガンダ等における多様な武力紛争の歴史的経緯と実態が、非国家アクターに焦点を置いて記述され、冷戦終焉以降アフリカの武力紛争の多くが備える「新しい戦争」の特徴（非国家武装組織が関与する非対称かつ複雑な武力紛争で、IAC／NIACの区別だけでなく、武力紛争／組織的犯罪や公／私の区別もつきにくく、領域支配や政権奪取のために軍事的勝利を目指すというよりも資源独占・財物略奪やこれに資する無秩序・無政府状態の継続それ自体を目的とし、敵は相手方軍隊というよりも他のエスニック集団全体であるゆえ文民が戦略的に攻撃対象とされる）によっていかに女性が不利な状況に追い込まれ、人道法不遵守による一層の危険に晒されるかが論じられる。すなわち、女性はエスニック集団を象徴する存在と見做され、同集団の男性からは伝統的役割を強く求められる（逸脱すれば厳しく咎められスティグマの対象となる）と同時に、他集団の男性からは敵の名誉やアイデンティティを毀損するための攻撃対象とされる（ゆえに女性に対するレイプその他の性暴力は女性の身体を用いた害敵方法となる）。特権的戦闘員たりえない非国家武装組織の敵対行為は人道法を遵守しても全てが違法（国内犯罪）と評価されるゆえ人道法遵守を動機付け難いという構造的問題に加え、「新しい戦争」は人道法が想定する武力紛争の特徴—主体、その行動原理や利害—と合致せず人道法のパラダイムと馴染まないゆえに益々その遵守が期待できない。文

民の多くが女性とされることに鑑みれば、文民の保護を目指す人道法の不遵守が女性に及ぼす悪影響は明らかである、と。では、そのようなアフリカの武力紛争で敵対行為に参加する女性の経験はいかなるものか。著者いわく、武力紛争ごとに女性の敵対行為参加の背景・動機や形態は様々であるが（集団の大義に共鳴したり、自分が置かれた立場を好転させるためであったり等、相対的に自発的意思で参加することもある）、概して女性はその属する社会のジェンダー規範を反映する形で敵対行為に参加する。伝統的役割を期待される風潮下で、あるいは、女性を戦わせる集団は自らの弱さを曝け出すも同然といった理由から、女性が敵対行為に参加すること自体が非難的となり、彼女たちは敵からだけでなく味方の男性さらには女性からも被害を受けやすくなる。同じ非国家武装組織のメンバーであっても女性は男性と対等ではなく、前線で戦闘に従事することは極めて少なく、男性が決定し実施する軍事行動を支援・補助する役割を担うことが多い（この点は世界共通の傾向である）。それは、武器その他の軍需品の運搬・供給、上官のボディガード、諜報、情報伝達、地雷除去等で、しばしば前線でも行われるが、これらの多くは人道法の伝統的な戦闘員像からは外れる。軍事的でないが非国家武装組織の機能に不可欠な役割は一男性には相応しくない等の理由で一基本的に女性メンバーが担っており、食料・水や生活物資の運搬・供給、料理、洗濯、子どもの世話といった家事全般に加え、功績ある男性メンバーへの報奨又は彼ら全体の士気を高めるためとして様々な「性的サービス」や（将来の兵士となりうる）子どもの出産を期待される。それは、集団レイプや性奴隷の形態をとることもあれば、特定の男性メンバーの「妻」（“bush wives”）となることもある。他方、男性と同じく女性も一組織内での地位を上げる等自己をエンパワーするために一多くは文民に対して暴力的で残虐な行為に従事することがある。また、女性メンバーは上記の役割を複数担うことも多く、家事を行うと共に軍事的支援業務あるいは戦闘行為にも従事する、と。

第4章「ジェンダーと人道法」では、本書が立脚するフェミニスト理論の全体像が簡潔かつ鮮明に描かれた上で、その主な問題提起や批判がいかに人道法とりわけ区別原則と関係するかが示される。社会的・文化的に構築された性別を意味するジェンダーは社会の秩序や力関係を形作る重要な要素であるところ、フェミニスト理論は、男性的と区分される属性や役割に女性的なそれより高い価値を与えるジェンダー規範が女性の声を無視し男性への従属を強いてきた様々な在り方をあぶり出し批判してきた。中でも法に向けられたフェミニストの批判は、形式的にはジェンダー中立的に規定された法が実質的には一男性と構造的に異なる地位に置かれている一女性を差別する結果を生んだり、女性を特別に扱う法が男性中心の視点で作られたり等、法はジェンダー規範を反映しこれを温存させているというものである。同様の批判は国際法にも当てはまり、とりわけ人道法はそうである。人道法は、女性性（femininity）と対照的な男性性（masculinity）を強調する軍事主義によりジェンダー規範が増幅する武力紛争の事態を規律し、軍事的必要／人道的考慮、戦闘員／文民、保護する／される者といった二項区分に男性／女性を非対称に重ね合わせ、男性的関心を女性のそれより優先的に位置付けている。人道法は女性（文民及び捕虜）を

特別に保護する規定を複数置き、一定程度女性の経験を考慮に入れてはいるが、それらは全て男性が規定する身体性（脆弱さ、とりわけ性的に侵されやすいこと）又は役割（妊娠・出産や子どものケア）を女性が有することが前提となっており、それらに当てはまらない多くの女性は十分保護されないばかりか、特定の女性像を一般化し、男性と女性の相違を本質化してジェンダー規範を強化している、と。そこで著者は、女性が男性と実質的に平等な取扱いを受けるよう法を改革すべきとするリベラルフェミニズムに立脚しつつ、その欧米中心的発想を修正するためポストモダン及び第三世界フェミニズムの考えを取り入れ、植民地支配を経験した第三世界（アフリカを含む）の様々な社会的文脈の下にある女性の現実を考慮に入れるべきとする立場から、人道法の区別原則をジェンダー平等に再構築することを目指す。

以上を踏まえて著者は、アフリカの武力紛争で敵対行為に参加する女性の現実に区別原則を適用するとどうなるかの検討に入るのだが、その前提作業として第5章「IACとNIACの区分」では、当該区分の歴史的経緯（正しい敵＝主権国家間の戦争及びIACが基本とされ、非国家実体は国家が認めた条件を満たせば国際法が規律するNIAC当事者となるが国家と対等の地位を持たない、但し民族解放闘争のIAC化は例外）、当該区分の法的帰結（いずれに区分されるかで紛争当事者の地位や権利・義務—区別原則を含む—が異なる）を概観した上で、現行のNIAC規律には問題が多く、とりわけ一方紛争当事者（特権的戦闘員が認められない非国家武装組織）に不利でその遵守動機を削ぐ非相互主義的なルールとなっているが、そもそもIAC／NIAC区分の妥当性を問うような現実—国際化された武力紛争、越境的武力紛争、国際テロリズム、「新しい戦争」等、IACとNIAC双方の要素が混在する事態の増大—に照らせば尚のこと問題であると言う。そこで著者は、近年の国際刑事法、国際人権法及び慣習人道法の発展においてIACとNIACを規律する法の同一化傾向が生じてきたことも踏まえ、NIACにIACと同一の人道法を適用するという形で全ての武力紛争に同一の人道法が適用されるべきと主張しつつ、それを困難にしている理由の1つが区別原則の同一化への障壁、つまり非国家武装組織を特権的戦闘員と認める（あるいはそれと同等の扱いを認める）ことへの国家の抵抗があると付言する。

こうして著者は、区別原則適用の前段階におけるIAC／NIACの区分において既に人道法の妥当性が問われているとした上で、第6章「アフリカの武力紛争における女性への区別原則の適用」に論を進める。それら女性は戦闘員又は文民のいずれに類型化され、あるいは、そのいかなる行為が敵対行為への直接参加に該当するのかを検討すると、人道法の想定する「国家正規軍の構成員」「交戦国に属する不正規軍の構成員」「非国家武装組織の構成員」「敵対行為に直接参加する文民」といったタイプのいずれかに彼女たちを当てはめるのは多くの場合困難であることが分かる。非国家武装組織の女性メンバーがしばしば担う行為、例えば、特定の攻撃に用途を限定せず武器その他の軍需品を前線に運搬する行為、敵対行為に直接参加する者のボディガードとなる行為、非国家武装組織の新人に武器の訓練を施す行為等は、一般的に理解される「敵対行為への直接参加」に明確に該当するとは言い難い。家事（≠敵対行為直接参加）と戦闘行為（＝敵対行為直接

参加)の双方を日常的に担う女性メンバーは、「継続的戦闘機能 (continuous combat function)」を果たしているゆえ「非国家武装組織の構成員」(構成員である限り合法的軍事目標となる)となるのかも明らかでない。その背景には、特定の軍事行動と直結しない準備行為や、それ自体が軍事的色彩の薄い行為は、男性が担うべき「敵対行為への直接参加」ないし戦闘員像から外れるというジェンダー規範がある。区別原則を構成する上記諸類型は、女性が男性とは異なる様々な形で敵対行為に参加する現実を無視して狭く観念されたり制限的に解釈されたりしている。つまるところ、区別原則の適用において女性はほとんど不可視化されている、と著者は指摘する。

第7章「区別原則は現代の武力紛争における女性のために機能するのか」は、以上の検討を総合して著者が区別原則を評価しており、本書の核心部分をなす。いわく、区別原則の適用において女性のほとんどが戦闘員にも武力紛争に直接参加する文民にも該当しないとされることは、確かに合法的軍事目標となることから免れるという利益を与えるが、同時に一間接的で見えにくいものの一有害な効果を伴う。つまり、女性は武力紛争に積極的役割を果たすことのない脆弱で受動的な犠牲者であり、逆に男性はその保護者であり敵と戦う能動的主体であるという(既に社会に蔓延する)二項対立的なジェンダー規範を法が強化するという効果である。それは女性の被害者化を促進し、女性の社会的・政治的・経済的地位を低いままに留めてしまう(事実、基本的に女性は停戦・和平交渉から遠ざけられ、武装解除・動員解除・社会復帰プログラムに十分組み込まれず、紛争後の政治参画にも与ることが少ない)だけでなく、男性にとっても不利益をもたらし、男性ゆえに戦うことを強いられたり、文民に該当する男性であっても潜在的な又は将来の戦闘員と見做されて意図的に殺傷される高いリスクに晒されたり(例えばスレブレニツァの虐殺では、女性と子どもを避難させた後に老若男女問わず男性が殺害された)、男性もレイプ等性暴力の被害者となってきたにも拘わらず十分な人道法の問題と認識されなかったりする。さらに、女性のほとんどが文民と類型化されることで十分な利益を得ているかというところでもない。区別原則が文民に対し禁止するとされる敵対行為の範囲ないし概念が限定され、女性に特有の被害が含まれていないからだ(文民と中立的に規定されながら実は男性の文民が基準とされ、彼らに想定される被害が一般化されている)。当該禁止行為は殺傷といった物理的な(及び精神的な)人身損害で敵対行為から直接かつ短期間に生じるものが想定されており、例えば女性に対するレイプ(その他の性暴力)は、敵集団(男性)の名誉やアイデンティティを毀損する等一種の戦闘方法と見做しえ、かつ女性に対する明らかな物理的的人身損害であるにも拘わらず一敵対行為以外の場面では禁止されるが一禁止される敵対行為には含まれないし、例えば発電施設といった重要インフラの破壊のように、家族の衣食住やケアに責任を負う女性に長期的な損害を及ぼす行為も含まれない。これに対し著者は、戦闘員に対するレイプは「不必要な苦痛の禁止」原則に該当すると解しえ、そうならば戦闘員に禁止される行為が文民には許されるとするのは矛盾ではないかと述べ、また、「新しい戦争」ではレイプが戦略目的(例えば敵対集団の従属化や追放)のために行われ一種の軍事的必要を示すと見做しうるならば、レイプが敵対行為と密接に関連する様が浮かび上がるとも

述べる。さらに著者は、区別原則はそもそも「敵対」行為のみに関わり、同一軍隊・組織内のいわば仲間同士の行為は対象外であると解されてきたために、女性メンバーが男性メンバーから被る(性)暴力を禁止していないことも批判し、それは人道法の射程を超えるとの反論に対しては、国際人権法(非国家武装組織を直接義務付けない)や関連国内法(武力紛争下では十分執行されない)によっては当該女性が保護される可能性は低く、事実上人道法しか頼れる法は存在しないのだと述べる。

もっとも著者は、区別原則が女性にもたらす上記のような有害な効果は、区別原則それ自体ではなく社会に蔓延るジェンダー規範に負うところが大きいことは認めている(pp. 7, 183, and 203-204)。しかし、区別原則は単にジェンダー規範の反映だからと済ますべきではなく、法がジェンダー規範を承認し正当化する機能を担うことの重大性を見過ごすべきではないと言う。いわく、法は社会のジェンダー規範を形作る一翼を担い、ジェンダー規範は法の規律の在り方に影響を及ぼすというように、法とジェンダー的偏見は相互に依存し強化し合う関係なのだ。

最後に第8章「結論」では、本書が論じてきた区別原則の問題性が法の変更を要請するのかどうか、それが肯定される場合どのような方法・手続で変更されうるかが検討される。いわく、戦闘員/文民の二項対立的区別は維持されるべきか、それとも、現代の複雑な武力紛争における敵対行為参加を同定する他の基準を設けるべきか。戦闘員/文民区別を維持するとして、戦闘員と文民それぞれの規定要因を変えるべきか。非国家武装組織の行動を適切に規律するためには特権的戦闘員の定義を現行より広げる必要があるだろうが(第1追加議定書と同じ方向性)、文民との区別が不可能なほど広げてしまえば区別原則それ自体が意味を失う。逆に、特権的戦闘員の定義を狭く留め非国家武装組織のメンバーの多くが除外されると、彼・彼女らが区別原則を遵守する動機が失われ、法は実効的でなくなる。同じことは、文民による「敵対行為への直接参加」にも当てはまる。同概念の狭い解釈は、より多くの人々が合法的軍事目標となることから免れさせるが、実際には一方当事者を利し又は他方当事者を不利とし戦闘遂行能力に重要な影響を及ぼす行為に従事する文民も保護せねばならないとなると、かかる文民を利用する誘因を非国家武装組織に与えるが、それに比例して文民保護のルールは無視されやすくなるため、結果として全ての文民をより高い危険に晒すことになる。つまり、「敵対行為への直接参加」をある程度広く解釈する方が、その遵守可能性を高めることでかえって文民が保護されやすくなるのだ、と。こうして著者は、現実の女性の武力紛争での役割を反映しその多様な敵対行為参加形態を包含できるように、特権的戦闘員及び「敵対行為への直接参加」の定義を現行の一般的理解よりも広げることを一条約改正・新条約作成の方法でなく非国家武装組織も関与するソフトローや軍事教範のような政策文書を通じて行うよう一提案する。

III 批評

以上の紹介を踏まえ、評者（田村）の見解を述べたい。

人道法は二項対立的な類型化に満ち満ちている。ある事態が「武力紛争」かそうでない（騒擾など）か、IACかNIACか、戦闘員か文民か、敵対行為への直接参加かそうでないか等々。人道法は一法一般がそうであるように一現実には複雑で流動的な事態・地位・行為等を区分して意味づける。そこには社会の支配的な価値観が作用し、ジェンダー規範はその重要な位置を占める。しかもそれは、欧米の権力をもつ男性が規定した特定のジェンダー規範である。しかし、かかる人道法は現代の主にアフリカ諸国における武力紛争で生じている現実、とりわけ、男性と異なる女性の様々な敵対行為参加—これら自身、人道法が前提とするのとは異なるジェンダー規範を反映するが—を適切に規律できず、区別原則を始めとする人道法の不遵守を一層招来し、女性であれ男性であれ紛争犠牲者の苦痛を緩和するという人道法の目的に背く結果となる。このような診断に基づき著者は、(欧米の) 男性の経験や理想を軸に構築された区別原則を、現下の武力紛争で女性が担う敵対行為参加の諸形態を包摂するように作り変えねばならないと言う。すなわち、戦闘員（力行使する者であり保護する者）は男性で文民（力行使の被害者であり保護される者）は女性という二項対立を脱して、特権的戦闘員及び「敵対行為への直接参加」をより柔軟に広く解釈すべきとし、加えて、かかる区別原則の内容をIACとNIACで統一する（あるいは当該紛争区分を失くす）べきだと言う。最も注目に値する著者の主張は、上記の提案によって従来より多くの女性が合法的軍事目標になるという不利益を被るが、彼女らが特権的戦闘員ないし敵対行為に直接参加する者と位置付けられ男性と同様に扱われること、つまり平等という利益の方が重要である（合法的軍事目標となることは一部の短期的な不利益であるのに対し、平等は全ての女性の地位に関わる長期的な利益である）、というものである。いわく、真のジェンダー平等は、女性を不利にしている場合のみならず有利にしている場合も含め全ての不平等に取り組むものでなくてはならない、と (p. 225)。

上記の著者の主張に対する批判は幾つかある。第1に、その現実的妥当性の低さが指摘できる。確かに、時代が下るにつれ国家軍構成員への女性参加を認めるケースが増え、非国家武装組織ではより多くの女性が敵対行為に参加しているが、前線での戦闘任務となると未だほとんどの国家が女性には認めておらず、フェミニストの間でも女性が戦闘に従事すべきかをめぐり見解の対立があり、非国家武装組織の女性メンバーが一敵対行為に参加していても一戦闘員ではなく「強制結婚させられた妻」や「性奴隷」等と類型化される例が近年の国際的刑事裁判所の判決においても見られる (pp. 57-60, 96-99 and 190)。これらが示すのは、女性を男性と同じ「真の兵士」と位置付けることに対するほぼ世界共通の抵抗感であり、その理由は男性性と女性性をめぐりジェンダー規範の根幹に関わるからであろう。女性戦闘員あるいは女性の敵対行為参加をノーマルなものとすることは、洋の東西を問わず基本的に全ての社会において既存のジェンダー規範を動揺

させるのであり、かかる試みが人道法（国際法）においていかに可能であるのかが評者には分りかねる。

第2に、仮に、社会の根強いジェンダー規範にも拘わらず人道法（とくに区別原則）がジェンダー平等を先導するように規定されたとしても、人道法をまづもって解釈適用する主体が圧倒的に男性中心の軍隊やその関係者であり、かつ、人道法の多くが解釈適用に相当な裁量を認める規定ぶりとなっているゆえに（例えば軍事目標の選定や軍事的利益と文民損害の均衡性評価）、既存のジェンダー規範が潜入することは避けられないだろう（p. 107-108で著者も認めている）。区別原則の文民免除（civilian immunity）は、歴史的にそもそもジェンダー規範を反映するものではないが（近世欧州では聖職者など一部の男性が攻撃から免除されるべきことを意味していた）、ある時期から文民を女性と結び付けるようにジェンダー化されて解釈適用されてきたとされる¹。このように、ジェンダー平等は法に規定されるだけでは保障されず、その解釈適用主体の認識や実践にまで影響を与えるものでなければならない。それは既存のジェンダー規範の大変革を意味し、やはり至難の業であろう。

第3に、人道的観点からの批判が挙げられる。区別原則が意図的に無視され戦略的に文民が攻撃の対象とされている「新しい戦争」において、最優先すべきは犠牲者を減らすことであるのに、ジェンダー平等のために女性を合法的軍事目標と見做せばその犠牲が正当化されかねない。もっとも、著者はそのような批判を十分に考慮した上で、人道法の遵守可能性という観点から自説を補強している。すなわち、現下の武力紛争における女性の敵対行為参加の実態や意味を考慮に入れない区別原則の在り方は人道法の不遵守を招き、結局より多くの犠牲が生じるのだと（pp. 204 and 217）。しかし、女性の多様な敵対行為参加を包摂するように特権的戦闘員及び「敵対行為への直接参加」の定義を拡大し、もって区別原則がジェンダー平等になれば、本当に人道法はより遵守されやすくなるのだろうか。様々な人道法遵守要因の中で、ジェンダー平等な法内容であることはどのくらいのウェイトを占めるのだろうか。そもそも人道法遵守（不遵守）要因を正確に特定し、ましてや相互比較することが可能なのだろうか。いずれにせよ、著者が人道法遵守の問題に触れたことは、重要な視点であるものの、解答よりも疑問を多く残す結果となってしまっている。

第4に、軍事的観点からの批判もある。女性≠戦闘員のジェンダー規範は、それが軍事的に有利に作用する場合がある（女性であるゆえに怪しまれることなく敵内部での諜報活動や自爆攻撃に従事させうる等）ことから、温存される可能性が高い。この力学を乗り越えるのは簡単ではなからう。

他方で、本書は人道法について重要な示唆も幾つか提供していることは確かである。第1に、女性を戦闘員や武力紛争に直接参加する者と位置付けることで人道法の「盲点（blind spot）」が

¹ Ch. Carpenter, “Women and Children First: Gender, Norms, and Humanitarian Evacuation in the Balkans 1991-95” *International Organizations*, Vol. 57, No. 4 (2003), pp. 661-694.

露わになるという指摘である。すなわち、戦闘員あるいは「敵対行為への直接参加」の概念が男性・軍事中心的に構築され、その中核をなす軍事的役割はより価値の高いものとして男性に、非軍事的役割は女性に割り当てられてきたが、後者が軍隊や非国家武装組織の機能に不可欠であるという現実を捉えそこなっているのではないか。「新しい戦争」において女性の多くは敵対行為への直接参加に該当する行為もそうでない行為も横断的に複数の役割を同時に担っているが、人道法の二者択一的な類型化ではそうした現実を適切に規律できないのではないか。区別原則は敵対行為参加者の意思を考慮しておらず、自らの意思に全く基づかない場合でも敵対行為参加者とされ攻撃されることが果たして妥当なのか²。区別原則が文民に対し禁止するとされる敵対行為の範囲ないし概念が限定され、女性に特有の被害（レイプやインフラ破壊等）は含まれていないし、逆に、ジェンダー中立的に規定される文民が実は男性の経験を標準としているとされながら、男性ゆえに被る男性特有の被害（潜在的な又は将来の戦闘員と見做されて意図的に殺傷されやすい等）が見落とされているのではないか、等々。このように、区別原則のジェンダー規範を認識することは、区別原則及びこれを構成する類型化や概念がいかに現実の武力紛争の実態から乖離し、ゆえに紛争当事者を規律する力をいかに失っているかに目を開かせてくれる。

第2に、本書は、人道法の目的や守備範囲は限定されておりジェンダー平等（その他の社会問題）に目配りするような余裕はないし、すべきでもないという考えが誤りであることを教えてくれる。武力紛争は平時のジェンダー規範を増幅させ、例えば人々が一層危険なジェンダー暴力に晒される事態であることに鑑みれば、人道法がジェンダー規範に無頓着ではその目的を十分に果たせないだろう。加えて著者は、国際刑事法や国際人権法の発展では補えない人道法独自の重要性を主張する。確かに、1990年代以降の諸国際的刑事裁判所の実行を通じて性暴力が国際犯罪の地位を獲得しそのジェンダー規範との関わりも認識されるなど、国際刑事法においてフェミニスト批判は一定の成果を上げたが、それはいわば女性問題を国際刑事法の一角に付け加えたに過ぎず同法に構造的変化を迫るものになっておらず、また、国際刑事法は戦争犯罪といった処罰可能な行為を規律する限定的な人道法ルールを扱うに留まり、かつ事後的に対応するものゆえ、基本的に武力紛争当事者の行為規範として機能する人道法の総体を作り変える力は限られている、と(p. 109)。同時に、国際人権法の役割も武力紛争において限定的であり、とりわけ非国家武装組織を直接義務付けず、実際上も事態に即した規制力を発揮しにくいとし、国際人権法に反映するジェンダー規範にも敏感でなければならないという。このように、著者はフェミニストの立場から人道法に大いに期待し、人道法を変革に向けて鼓舞している。批判のための批判に晒されがちな人道法の現状に照らせば、傾聴に値する主張である。

² 「人間の盾」や「子ども兵士」の文脈で限定的ながら既に、敵対行為参加者の意思が考慮されるべきとする議論は存在してはいる。ある論者は、「人間の盾」が強制されたものでなく、敵の軍事行動に直接影響を与える意図をもって行われていれば敵対行為への直接参加に該当するという（「自発的な人間の盾」）。女性が「人間の盾」となる場合がしばしばであることに鑑みると、その実態の考察は敵対行為参加者の意思の問題をよりクローズアップさせる好機を提供するだろう。もっとも著者は、区別原則の適用においていかなる場合にいかなる役割を意思に与えるべきかは慎重な検討を要する難問だとしている。

